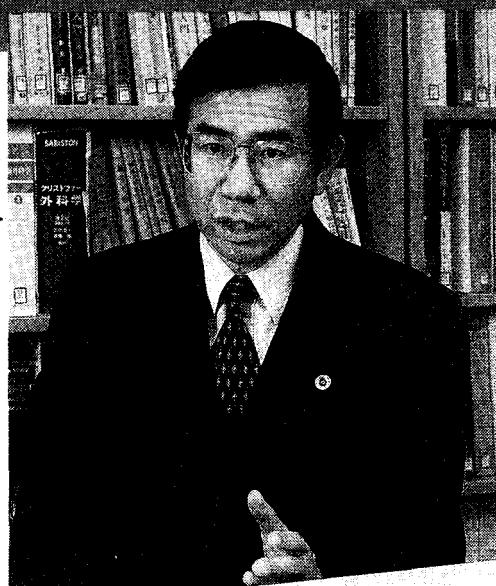


H10. 5. 1 「暮らしと健康」5月号

医療事故の再発防止のためにも 被害者がまず救済される新しい制度を

医療事故情報センター理事長

弁護士 加藤良夫氏
Yoshio Kato

「祖父も父も医師で、子どもの頃から医療の現場が常に身近にあり、しかも母は薬害のスモン患者。私はボランティア活動をしながら、被害の実態を目の当たりにしてきましたのです」こうして加藤さんは、「患者の立場に立つ弁護士」になろうと決意しかし、「悲惨な被害事例がたくさんあるにもかかわらず、社会はなかなか手を差し伸べようとしていない」現状に、加藤さんは弁護士仲間に呼びかけて医療事故相談センターを開設した。昭和五十二年のことだ。

医療被害者の駆け込み寺ともいわれ、以来、年間二〇〇～三〇〇件の相談が持ち込まれる。全国的にも医

療事故を扱うには医学という高度な専門知識を要するうえ、事故の現場が手術室などの密室である場合が多く、医師の権威といった封建性がいまだに存在するという。

「一つひとつの事故は大切な教訓を内包しています。しかし現状ではそれを医療に活かせないばかりか、臭いものには蓋」といわんばかりに被害者の訴えをおさえ込もうとする。これでは同じ失敗をくり返すだけではないか」と加藤さんは実践のなかで考えてきた。その結果、「一〇年も二〇年もかかる裁判では被害者は救われないし、再発も防止できない」との結論に達し、提唱したのが「医療事故防止・救済センター」の設立だ。

その構想とは「医療被害者をすみやかに救済するとともに、被害事例から教訓を引き出し再発防止、医療の向上とシステムの改善、患者の権利の確立に役立てる」というもの。

具体的には同センターが陪審制によって医療行為と被害の間に因果関係があつたか否かを検討し、救済す

療訴訟の件数は年々増大し、最近は勝訴率も上昇傾向にある。

加藤さんはさらに、「患者救済のためにがんばる弁護士たちのネットワーク」として平成一年に「医療事故情報センター」を開設。

医療事故を扱うには医学という高

度が実現に向かえば、日本の医療の仕組みそのものを変貌させそうだ。

も拠出を求める考え方だ。今後、さ

ままで

めない場合はセンターが原告となつて訴訟をおこすことになる。
保険のように国民が一部負担するほか、医療者や製薬メーカーなどから相当な財源が必要になるが、健康保険のようには認められれば、まずセンターが補償し、患者・家族に代わって医療側に求償する。医療側がこれを認

べきケースかどうかを判定。救済の必要が認められれば、まずセンター

が補償し、患者・家族に代わって医

療側に求償する。医療側がこれを認

めて訴訟をおこすことになる。

相当な財源が必要になるが、健

康保険のようには認められれば、

まずセンターが原告となつて訴訟をおこすことになる。

保険のように国民が一部負担するほ

か、医療者や製薬メーカーなどから

相当な財源が必要になるが、健

康保険のようには認められれば、

【第三種郵便物認可】

本 經 濟 新 聞

1999年(平)

The banner features the text "Sunday Nikkei" in a stylized font. Following the text are several icons: a person walking, a pencil, a speech bubble, a microphone, a question mark, a laptop, a globe, a smartphone, a camera, and a document.

リレー
討論

医師のミス報告義務付けを

一 医療事故やミスが起きたと
いいうことは相次いでしま
す。最近医療過誤問題を取り
上げられてますが、そうした実
感はありますか。また、どうい
うふうに原因があると見て
いますか。
はつきりした統計がないので正確に
は言えませんが、医師の年齢層は増え
てています。それが、以前は仕事する
みに仕事するだけではなく、趣味をする
になったからかとしきりに仕事による医
療関係者によると、医師の「なにには
ならない」といわう意証が広まっていることが
あるかも知れません。
医療過誤ミスは必ずしも先端的
技術の中では生じるわけではありません。
医療過誤は初歩的事例の多いもの
の医療事故がほとんどです。
常的な行為の中で起きております。
その意味で、医療の質を高めるため
に医師がもとと力を入れねばなりません。
端的にいえば、医療の「も大切」です。
が、初歩的なミスを起こさないために
はどうすればよいか、といったあたり

ちよつとしたミスや誤診によって起きた医療事故。これまで隠れていたものが多くなった。その防止とともに大切なことは被害者の教育だ。医療過誤問題に取り組んでできた弁護士の加藤良大氏は「医療被害防止・救済センター」の設立を訴えている。

弁護士

加藤良夫氏

加藤 良夫(かとう よしむ) 1948年名古屋市生まれ。中央大学法学院卒業後、74年に弁護士登録。77年に医療事故相談センターを開設したほか、医療をよくする会の会員、日本弁護士連合会会員、厚生労働省医師会の医療人・人権部会部会の部会長などを務めてきた。医療過誤防止、患者の人权擁護をライフルワークとして活動している。

医療過誤をどう防ぐか

医療にもっと素人の思想を取り入れられるたまでもよいぶんになります。医師は患者に対する感覚では意外に大きいやうでいます。例の間は、概ね中医の思想よりも優先して医療作業をしても、素人は「まあちがうな」と思います。が医療関係者の方にはあらうるなりとあるが、それがそんな医師の姿を見るのはまたうってつけです。

ます。しかし、裁判の例を見てもわからず。どうな仕組みがよいのか、議論を

最高裁のまとめによると、
その家族が病院、医師に損害

救済機関つくれ

資料 4

H12. 12. 3 東京新聞

裁判以外の救済方法を——「救済センター」構想——

医療過誤訴訟が長期化し、被害者を介護しながら裁判を闘い続けている人も多い。医療事故情報センター理事長の加藤良夫弁護士は裁判以外の救済の道として、過失の有無より被害者の救済を先行する「医療被害防止・救済センター」構想を提唱している。構想によると、患者らは

医療側が無過失でも医療行為と被害の間に因果関係があれば補償される。

因果関係の判定には陪審制を導入、時期の目安は相談から3カ月以内と素早い。判定は陪審チーム(12人)が登録専門医の意見を踏まえて補償すべきかどうかを判断する。



保険会社

医療被害賠償責任保険(強制加入)

医師・看護職員・医療機関
医療機器・材料・医薬品メーカー

- 調査・判定
- 教訓・助言・教育
- 求償

ただし
求償された医療機関などが
①日ごろから誠実に活動
②被害者からクレームが出される前に事故報告を行った
③再発防止の改善策立案・
実践の3条件を満たせば
求償が軽減・免除される

医療被害防止・救済センター

私たちが
います!!

- 相談・受け付けチーム(カウンセラー・精神科医も)
- 調査・判定チーム(専門登録医)=陪審制
- 事故の教訓を現場に生かすチーム(講師)
- 補償金管理・運用・送金チーム
- 求償活動チーム(嘱託弁護士による提訴など)
- 広報チーム
- 政策立案チーム(安全な医療・医療の質向上の施策立案)

国・地方自治体の補助金、健康保険、窓口患者一部負担金、医療品メーカー、医療機関などの拠出金